

下市町花いっぱい賑わい推進事業の概要

補助金型(下市町花いっぱい賑わい推進事業補助金)

花苗等を購入した経費について、補助金を交付します。

目的

町民等が主体的に行う地域の緑化による賑わい創出を推進することを目的とする。

補助対象となる事業

自己の所有する又は管理する本町域内の土地で、人が鑑賞できる屋外において、花苗等を定植する事業とする。

※営利を目的とする事業、政治・宗教活動に関する事業、他の制度により補助金等の交付を受ける事業等は対象外

補助対象者

次の要件を満たすこと。

・3名以上の団体又は本町に所在する事業所であること。

※申請は1団体又は事業所につき1回限りとする。

※3名以上の団体は、個人(町外の方や家族、同志でも可)が集まり協力して事業を実施することを想定しています。代表者を決めて、申請してください。

補助対象となる経費

- (ア) 種、苗及び球根
- (イ) 土、土壌改良剤及び肥料
- (ウ) 栽培に必要なプランター、鉢等

補助限度額等

補助対象者が、補助対象期間中に支払った、補助対象事業を行うために要する補助対象経費の4分の3の額を補助します。(上限 10,000 円)

算出した額に 100 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

補助対象期間

令和7年7月1日～令和8年2月27日

(申請受付期間:令和7年7月1日～令和8年2月27日)

○上記期間中に実施し、かつ、完了する事業であることが必要(期間中に、事業実施に必要なものを購入し、定植完了する必要があります。)

補助想定件数

10件(11件以降はキャンセル待ちで受付)

エントリーについて

申請を希望する場合は、申請前にエントリーが必要です。

エントリー受付期間は令和7年7月1日～令和8年2月27日までです。

先着順につき、受付期間内であっても、エントリー件数が予算に達した場合は早期に受付を終了することがあります。その場合はキャンセル待ちとなります。

エントリー方法

下市町役場 地域づくり推進課に電話し、下市町花いっぱい賑わい推進事業補助金についてエントリーしたい旨と、申請予定者の名前、連絡先を伝えてください。

申請可能であれば、申請書をご提出いただけます。

受付件数が限度に達している場合は申請書をご提出いただけません。キャンセル待ちとなりますのでご了承ください。

エントリーした結果、申請可能だったが、キャンセルしたい場合は速やかに下市町役場 地域づくり推進課に連絡してください。

エントリー連絡先

下市町賑わい創出協議会事務局

下市町役場 地域づくり推進課

TEL:0747-68-9070

受付可能時間:月～金 8:30～17:15 (※土日祝除く)

提出書類

申請者は、補助対象物品を購入した上で、次に掲げる書類を提出してください。

- ・下市町花いっぱい賑わい推進事業補助金交付申請書兼実績報告書兼承諾書兼請求書(第1号様式)
- ・領収書の写しなど、補助対象経費に係る支出の内容が確認できる資料
- ・定植場所の地図
- ・花苗等を定植した内容が確認できる写真
- ・振込先金融機関の通帳の写し
- ・団体が申請する場合、団体構成メンバーの住所・氏名・連絡先が記載されている名簿

※購入した日から起算して30日以内に提出すること。

申込方法(エントリー結果、申請可能となった者のみ受付)

所定の書類に必要事項を記入のうえ、下市町役場 地域づくり推進課まで、持参又は郵送でご提出ください。

※郵送の場合、令和8年2月27日までに届かなかった場合は受付できませんのでご注意ください。

※持参の場合、役場の窓口受付時間は 8時30分～17時00分(土日祝除く)です。

※申請書類等の様式電子データは、下市町役場 地域づくり推進課の HP もしくは役場窓口にて受け取り、ご利用ください。

審査

上記の提出書類について全て提出いただき、補助対象要件を満たしているか等審査させていただいた後、適当である場合に、交付決定通知書を電子メールにて送付し、補助金を口座に振込させていただきます。

写真撮影や広報掲載等の承諾について

本事業により定植した花苗等について、町の内部資料としての活用や町広報への掲載等を目的として写真撮影等させていただく場合がございます。
写真撮影や町広報媒体等への掲載について承諾したうえで申請いただきますようお願いいたします。

補助事業の流れ

1. エントリー

受付期間内にお電話ください。

※申請可能かキャンセル待ちかを担当者から後日電話でお伝えします。

2. 花苗等を購入

対象期間内に、対象物品を購入してください。領収書等支出証拠書類を保管しておいてください。

3. 花苗等の定植

花苗等を植え、植えた様子のわかる写真を撮ってください。

4. 購入日から 30 日以内に申請

必要書類を揃えて、提出をお願いします。

5. 審査

本事業の対象となるか審査し、適当である場合は交付決定を行い、電子メールにて通知します。

6. 補助金の交付

交付決定後、第1号様式に記載いただいた口座に補助金をお振込み致します。

寄付型

家庭や事業所で余っている花苗等について寄付いただき、花苗等を必要としている家庭や事業所に無償で提供する活動です。

目的

町民等が主体的に行う地域の緑化による賑わい創出を推進することを目的とする。

寄付受付品

以下の物品を本事業の寄付品として受付します。

- ・種、苗及び球根
- ・土、土壌改良剤及び肥料
- ・栽培に必要なプランター、鉢等

※寄付した物品について、返却はできません。

※寄付物品の定植場所等について、指定はできません。

寄付方法

1. 持込日の日程調整等のため、事前に下市町役場 地域づくり推進課にお電話いただき、連絡先、寄付したい花苗の数量や種類等をお伝えください。
2. 決まった日程に、下市町役場 地域づくり推進課まで持込をお願いします。

配布対象者

次の要件を満たすこと。

- ・自己の所有する又は管理する本町域内の土地で、人が鑑賞できる屋外において、花苗等を定植する方
- ・個人(町外の方や家族、同志でも可)又は本町に所在する事業所であること。

受取方法

1. 配布中の花苗情報について、下市町公式 HP や Facebook に掲載していますので、ご確認ください。

▼下市町 HP



▼下市町公式 Facebook



2. 希望の花苗があれば、受取日の日程調整等を行いますので、まずは下市町役場 地域づくり推進課お電話いただき、連絡先、希望内容等お伝えください。
3. 決まった日程に、下市町役場 地域づくり推進課までお越しください。

《お問い合わせ先》

下市町賑わい創出協議会事務局

下市町役場 地域づくり推進課

住所:下市町大字下市 1960 番地

TEL:0747-68-9070